

I 利 用 上 の 注 意

- 1 この報告は、文部科学省が公表する平成 27 年度学校基本統計（学校基本調査の結果）のうち、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校について、東京都の調査結果の主要な部分を取りまとめたものである。なお、文部科学省が直接実施している大学、短期大学等の高等教育機関の調査結果については「付表Ⅱ」に掲載した。
- 2 比率の算出については、小数点第 2 位を四捨五入した。このため、構成比率を合計しても 100%にならない場合がある。
- 3 園児・児童及び生徒の年齢は、平成 27 年 4 月 1 日現在の満年齢による。
- 4 統計表及び表中に用いた符号
「―」 ・ ・ ・ ・ ・ 計数がない場合
「0.0」 ・ ・ ・ ・ ・ 計数が単位未満の場合
「…」 ・ ・ ・ ・ ・ 計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
「△」 ・ ・ ・ ・ ・ 負数（減少）
- 5 用語の説明は、次のとおりである。
 - (1) 進 学 率 $\text{進学者} \div \text{卒業者} \times 100$
中学校の進学者には高等学校等進学者と専修学校（高等課程）進学者とがあり、高等学校の進学者には大学等進学者と専修学校（専門課程）進学者とがある。
 - (2) 卒業者に占める就職者の割合
 $\text{就職者総数} \div \text{卒業者} \times 100$
中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校（中学部）の卒業者の就職者総数には、高等学校等進学者、専修学校（高等課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者、公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を含む。
高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校（高等部）の卒業者の就職者総数には、大学等進学者、専修学校（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者、公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を含む。
 - (3) 単 式 学 級 同学年の児童・生徒で編制されている学級をいう。
 - (4) 複 式 学 級 2 以上の学年の児童・生徒で編制されている学級をいう。
 - (5) 特別支援学級 学校教育法第 81 条第 2 項に定められ、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当な児童及び生徒のために置くことができる学級をいう。
 - (6) 長 期 欠 席 者 平成 27 年 3 月 31 日現在の在学者のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 1 年間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童・生徒をいう。
 - (7) 帰国児童・生徒 海外勤務者等の子女で、引続き 1 年を超える期間海外に在留し、帰国した児童・生徒をいう。
今年度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに帰国した児童・生徒が対象である。
 - (8) 本務者・兼務者 本務・兼務の区別は原則として辞令面による。辞令面ではっきりしない場合は、俸給を支給されている学校を本務とし、それ以外を兼務とする。（2 校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方、俸給が同一又は一括支給されている場合は、授業時間数の多い方を本務とする。）

(9) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、学校と児童福祉施設の両方の性格をもつ新たな学校種として創設された学校をいう。

(10) 中高一貫教育校

従来の中学校、高等学校に加えて、生徒及び保護者が 6 年間の一貫教育が選択できるよう平成 11 年度から導入された制度で、正規の手続きを行った学校のみが対象となる。中高一貫教育校には、次の形態がある。

①中等教育学校

中学校と高等学校を一つの学校として実施する形態

教育課程については、前期課程は中学校の基準、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用する。

②併設型の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わず、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態

③連携型の中学校・高等学校

簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一又は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態

(11) 特別支援学校

平成 19 年度から導入された制度で、従来の盲学校、聾学校、養護学校を一本化し、複数の障害種別に対応した教育を実施するとともに、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言又は援助を行う学校をいう。

(12) 専修学校・各種学校

共に学校教育法に基づく教育施設で「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とするものである。

主な相違点は下表のとおりである（専修学校制度は昭和 51 年に発足）。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修業年限 修業時間	1 年以上とする。	1 年以上とする。ただし、簡易に修得できる技術技芸等の課程については 3 か月以上 1 年未満とする。
授業時数	1 年間の授業時数が学科ごとに 800 時間以上とする。ただし、夜間学科等は 450 時間以上とする。	1 年以上の課程は、1 年間に 680 時間以上とする。ただし、1 年未満の課程は修業年限に応じて授業時数を減じて定める。
そ の 他	教育を受ける者が常時 40 人以上とする。	

注) 専修学校設置基準、各種学校規程等より抜粋した。

専修学校の課程には、次の課程がある。

①高等課程

中学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。

②専門課程

高等学校を卒業した者を前提とし、それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。

③一般課程

特に入学資格を定めない課程をいう。